

調査の名称	大気汚染物質排出量総合調査
調査の目的	大気汚染物質排出量総合調査は、大気環境の保全を図るため、全国に設置するばい煙発生施設から排出された大気汚染物質の排出量を把握し、ばい煙発生施設の排出規制制度の見直しや微小粒子状物質（PM2.5）及び光化学オキシダントの低減策等を検討するために必要な基礎資料を得ることを目的として実施するもの。
調査の対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査対象</li> <li>① 大気汚染防止法に基づき都道府県知事及び大気汚染防止法施行令第13条に定める市の長に届け出たばい煙発生施設</li> <li>② 電気事業法、ガス事業法又は鉱山保安法の相当規定に定めるところにより許可若しくは認可の申請又は届出を行ったばい煙発生施設</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象施設数</li> <li>約 72,000</li> </ul>
調査事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 工場又は事業場の概要</li> <li>2. ばい煙発生施設ごとに次に掲げる事項 <ol style="list-style-type: none"> <li>① ばい煙発生施設の概要</li> <li>② ばい煙発生施設の稼働状況</li> <li>③ ばい煙濃度の測定値</li> <li>④ 燃原料の種類及び使用量</li> </ol> </li> </ol>
調査の時期	3年に1回（令和3年10月～11月に実施）
調査の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 郵送により調査票を配布し、郵送により調査票を回収する方法。</li> <li>・ 調査対象者が専用サイトから電子調査票をダウンロードし、同サイト上にアップロード又は電子メールにより回答する方法。</li> </ul> <p>・ 報告の系統：環境省－民間事業者－報告者</p>